

令和元年6月26日

所沢市長 藤本 正人 様

所沢市保育園等運営審議会

会 長 野 嶋 栄 一 郎

所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担のあり方について（答申）

平成31年4月23日付所保幼第111号により諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

本審議会は、平成31年4月23日に所沢市長から諮問された事項「所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担のあり方について」に関して、3回に亘り審議を重ねました。

審議の過程では、令和元年10月より施行されることが決定している幼児教育・保育無償化制度の考え方を受け、また、公立保育所における時間外保育料の現状を踏まえ、利用者負担のあり方について、意見交換を行ってまいりました。

その結果、下記のとおり、本審議会の意見を集約して答申いたします。

記

- 1 所沢市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る3歳児クラス以上（1号認定子どもは満3歳児以上）及び0歳児から2歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料については、無償とする。
- 2 市立保育所において、2号認定子ども（3歳児クラス以上に限る。）のうち保育短時間認定の者が、「午前7時30分から午前8時30分まで」及び「午後4時30分から午後6時30分まで」の時間外保育を利用した場合の1月当たりの時間外保育料の合計額の上限は、600円とする。

なお、時間外保育料の利用者負担のあり方については、公の施設の利用対価としての使用料という性質に鑑み、諸条件を勘案する等して、定期的な見直しを検討されたい。